

☎生活環境課 ☎22-1314

7月のごみ収集日程は下記の通りです。ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆7月のごみ収集日予定表（日付は7月の収集日です）

地区名	越 河 齋 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	7日(火)	6日(月)	3日(金)	2日(木)	3日(金)	6日(月)	1日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	14日(火)	13日(月)	10日(金) 31日(金)	9日(木) 30日(木)	10日(金) 31日(金)	13日(月)	8日(水) 29日(水)
缶 (第3・第5曜日)	21日(火)	21日(火) に変更です	17日(金) 31日(金)	16日(木) 30日(木)	17日(金) 31日(金)	21日(火) に変更です	15日(水) 29日(水)
プラスチック (第3曜日)	21日(火)	21日(火) に変更です	17日(金)	16日(木)	17日(金)	21日(火) に変更です	15日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	28日(火)	27日(月)	24日(金)	23日(木)	24日(金)	27日(月)	22日(水)
紙 類	火	月	金	木	金	月	水
	7・14・21・28	6・13・27	3・10・17・24・31	2・9・16・23・30	3・10・17・24・31	6・13・27	1・8・15・22・29
もやせるごみ	火・金	月・木		月・水・木		火・水・金	
	3・7・10・14・17・21・24・28・31	2・6・9・13・16・23・27・30		1・2・6・8・9・13・15・16・22・23・27・29・30		1・3・7・8・10・14・15・17・21・22・24・28・29・31	

○不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。

○ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や、前夜出しはしないでください）。

◎祝日に伴う収集日の変更について

大鷹沢・白川・小下倉、鷹巣地区の資源ごみ（缶・プラスチック類）は21日(火)に収集日に変更になります。お間違えのないようご注意ください。

◎ごみ集積所の使用および管理について（お願い）

最近、各公衆衛生組合が管理しているごみ集積所に、ほかの地域から指定日以外のごみや、分別されていないごみが置かれることが多く見受けられます。自分のごみは、ルールを守り責任を持って自分の地域の集積所へ出すようお願いいたします。

◎ハチ駆除用防護服の貸し出しについて

これから、ハチ（特にスズメバチなど）が活発に活動する時期を迎えます。ご自宅や敷地内などにハチが作った巣を自分で駆除される方に、ハチ駆除用防護服を貸し出しますので、予約状況などをご確認の上ご利用ください。

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

- 日時 7月2日(木)・9日(木)・16日(木)・23日(木)・30日(木)・8月6日(木)、9:00～11:30および13:00～15:00（時間厳守）
- 場所 宮城県仙南保健所
(注意事項)犬を登録している方は、鑑札(小判形)を持参してください。また、猫の場合は、必ず麻袋やもみ袋(土のう袋は不可)など、丈夫な袋に入れてください。
- 犬・猫の引き取り手数料 生後90日以内は1頭につき400円、生後91日以上は1頭につき2,000円
- 納入方法 所定の用紙に必要事項を記入し、宮城県収入証紙を張り付けて納入してください。収入証紙は、県合同庁舎や保健所、銀行などでお求めください。

※ご不明な点は、宮城県仙南保健所までお問い合わせください。なお、犬や猫などの愛護動物を捨てた場合には、処罰される場合があります。犬や猫などを飼い始めたら、最後まで責任を持って飼養するように心掛けましょう。

☎宮城県仙南保健所(大河原町字南129-1) ☎0224-53-3119

●税率および税額
5月号の広報しろいしに掲載の通り、国民健康保険(国保)の税率が改正されました。また、介護納付金の課税限度額が、9万円から10万円に引き上げとなりましたので、納税通知書の4ページ目で税額をご確認ください。

●納税義務者
国保税の納税義務者は世帯主となります。世帯主の方が75歳になり、長寿医療制度に加入したとしても、同じ世帯に国保の加入者がいる場合は世帯主の方であって納税通知書が届きます。

●特別徴収と普通徴収
65歳以上74歳未満の加入者で構成されている世帯の国保税は、世帯主の年金から天引きとなる場合があります。このような納め方を特別徴収といい、納付書や口座振り替えでの納め方を普通徴収と言います。本年度の途中で、普通徴収から特別徴収に切り替わる場合がありますので、納税通知書の2ページ目で納付方法をご確認ください。

なお、納付状況などで、特別徴収から普通徴収に変更できます。詳細は、お問い合わせください。

●軽減制度
国保税には、世帯主と加入者の前年中の合計所得に応じて、税額が軽減される制度があります。自動判定となりますので申請は不要ですが、対象者の中に一人でも平成20年中の申告をしていない方がいると、軽減が受けられない場合があります。所得による軽減のほかに、国保から長寿医療制度に移行した方がいる場合は、経過措置が適用されますが、次の場合のみ申請が必要となります。

※社会保険の被保険者本人だった方が、長寿医療制度に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入する場合

●長寿医療保険料 (7月中旬発送)

●軽減制度
国保税と同様に、世帯主と加入者の前年中の合計所得に応じて軽減制度があります。社会保険(建設国保などは除く)の被扶養者だった方にも軽減が適用され、あらかじめ軽減された保険料で決定通知書が送付されます。

●納付方法
保険料の納め方は、国保税と同様に特別徴収と普通徴収があ

ります。納め方は個人ごとに異なりますので、通知書の2ページ目でご確認ください。

●本年の保険料額
平成21年度から23年度までの介護保険料が引き下げとなりました。

●年金天引き額の変更
特別徴収(年金天引き)の方について、本年度の基準保険料額が引き下げとなったこと、8月までの天引き額と10月以降の天引き額に、差が生じる場合があります。

●通知書が届いたら内容をご確認の上、納期限内の納付にご協力ください。ご不明な点は、税務課までお問い合わせください。

国民健康保険税・長寿(後期高齢者)医療保険料・介護保険料の決定通知書を発送します

税務課 ☎22-1313

—思いやりのある良質で信頼される医療を目指して—

公立刈田総合病院紹介



☎公立刈田総合病院 ☎25-2145

入院医療費の計算方法が変わります

当院は、厚生労働省よりDPC(診断群分類別包括評価)対象病院に指定されました。

これにより、平成21年7月1日以降に一般病棟に入院される患者さまから、医療費の計算方法が次のようになります。

これまでの医療費の計算方法は、患者さまに対して行った診療行為ごとに、金額を積み上げて計算する「出来高方式」でした。

新しい医療費の計算方法は、患者さまに対して行った投薬、注射、処置、検査などの内容(DPC:診断群分類)に応じて定められている、1日当たりの定額点数を基本として医療費を計算する「包括方式」となります。

なお、医療費の計算は、「包括方式」計算分と「出来高方式」計算分(手術・麻酔、内視鏡、人工透析、リハ

ビリなど)の合算となります。*食料や個室料などは、別途請求となります。

■患者さまへのお願い

- 服用されているお薬について
入院される場合は、服用中のお薬をすべてお持ちください。当院で管理させていただきます。また、常用薬が残り少なくなっている場合は、入院期間中に必要な処方入院前にかかりつけ医に依頼し、必ずお持ちください。
- 診断群分類変更時の会計清算について
入院後の病状経過や治療の内容により、診断群分類が変わる場合があります。その場合は、医療費が変更となるため、退院時などに差額調整をさせていただきます。
- 予約入院される場合の検査について
入院前に外来で諸検査をさせていただきます。